

藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第1063号

2021年（令和3年）3月11日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

固定資産の評価及び価格の決定に係る個人情報を目的外に利用させること及び目的外に利用させることに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について（答申）

2021年（令和3年）2月19日付けで諮問（第1063号）された固定資産の評価及び価格の決定に係る個人情報を目的外に利用させること及び目的外に利用させることに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第12条第1項第4号の規定による目的外に利用させる必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項ただし書の規定による目的外に利用させることに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。
- (3) 条例第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは、適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本業務を執行するに当たり必要な個人情報を目的外に利用させる必要性及び目的外に利用させることに伴う本人通知を省略する合理的理由並びにコンピュータ処理を行う必要性は、次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

都市計画法では、人口規模、産業分類別の就業人口の規模、市街地の面積など現況及び将来の見通しについて把握するための基礎調査（以下「本調査」という。）について規定している。

本調査は、おおむね5年ごとに実施され、神奈川県と藤沢市で役割分担をして行うものである。県が調査を行うものは、各市における人口規模や人口構成などであり、藤沢市が調査を行うものは、土地利用や建物の用途などであり、今回は平成28年度に行っている。なお、本調査は都市計画課において業務委託により行われる。

調査結果は、都市計画の策定に用いるほか、土地利用計画や交通計画等に活用でき、木造の建築物が多く、老朽化が進んだ地区には、防火対策を講じるため、都市計画を見直す場合に活用する。

本調査の実施に当たり、市内全域の土地及び建物の利用現況について把握するため、資産税課で保有する土地・家屋課税台帳及び補充課税台帳並びに税務地図の情報（以下「個人情報」という。）を利用する必要があることから、個人情報を目的外に利用させること及び目的外に利用させることに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理を行うことについて、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) 個人情報を目的外に利用させることについて

ア 目的外に利用させる課

都市計画課

イ 目的外に利用させる個人情報の範囲

目的外利用させる個人情報は、土地・家屋課税台帳及び補充課税台帳並びに税務地図の記載事項のうち、次のとおりである。

(ア) 土地課税台帳及び土地補充課税台帳の情報

- a 所在地番
- b 現況地目
- c 現況地積

(イ) 家屋課税台帳及び家屋補充課税台帳の情報

- a 所在地番
- b 家屋種類
- c 現況構造
- d 地上階層数
- e 課税非課税区分
- f 一階床面積
- g 延床面積
- h 棟番号
- i 家屋番号
- j 家屋区分コード
- k 建築年月

(ウ) 税務地図

家屋棟番号図

ウ 目的外に利用させる必要性

本調査において必要となる個人情報は、市内全域の土地課税台帳等（約25万件）及び家屋課税台帳等（約16万件）を対象とすることから、本人から個別に収集した場合、莫大な時間、労力及び費用を要する。迅速に本調査を進めるためには、ほかに方法がないことから、個人情報を目的外に利用させる必要がある。

(3) 引渡しの方法について

家屋棟番号図（家屋）については、資産税課から都市計画課へ電

子媒体（CD-ROM）で引き渡す。また、土地・家屋課税台帳及び補充課税台帳については、資産税課にて、データの抽出を行い、抽出したデータをIT推進課が電子媒体（CD-ROM）に書き込み、IT推進課から資産税課へ電子媒体を引き渡した後に、資産税課から都市計画課へ電子媒体を引き渡す。その後、これらの電子媒体を都市計画課から受託者へ引き渡す。

(4) 個人情報を利用させることに伴う本人通知の省略について

目的外に利用させることに伴う本人通知については、通知に係る件数が市内全域における土地課税台帳等約25万件及び家屋課税台帳等約16万件を対象とするものとなるため、通知すべき相手が多数の場合であり、通知する費用や事務量が過分に必要となり、実施機関の事務処理の効率性が著しく損なわれることから省略するものである。なお、市民へは、都市計画課が広報ふじさわを通じて周知を図る。

(5) コンピュータ処理について

ア コンピュータ処理を行う必要性について

本調査のために利用させる個人情報は、土地課税台帳等約25万件及び家屋課税台帳等約16万件から抽出する。件数及び情報量が非常に多いため、コンピュータ処理が必要となる。

イ コンピュータ処理を行う個人情報の項目

コンピュータ処理を行う個人情報の項目は、「(2) 個人情報を利用させることについて」イ(ア)及び(イ)と同様である。

(6) 安全対策

コンピュータ処理を行う個人情報については、安全対策が施されているIT推進課のコンピュータ室で管理されているデータをIT推進課にて抽出及びデータの暗号化を行った上で電子媒体に記録し、資産税課に引き渡した後に都市計画課に引き渡すものであり、安全対策が十分に図られている。家屋棟番号図については、資産税課で電子媒体に記録し、都市計画課に貸与する。

電子媒体に記録したものの引渡しについては、受け渡し簿を作成し、双方で確認し、紛失することのないよう専用ケース等に収納し、複数人で運搬する。

また、コンピュータ処理後に引き渡す電子媒体については、次のとおり個人情報の保護に努めさせることとする。

ア 記録媒体に記録したものの保存については、鍵のかかるキャビネットにて保管すること。

イ 本調査に当たる担当者は必要最小限とすること。

ウ 本調査以外の目的で当該個人情報を使用しないこと。

エ 管理責任者を定め、紛失等の事故が生じないように管理すること。

オ 本調査終了後、当該個人情報を速やかに廃棄すること。

以上、条例、藤沢市情報セキュリティポリシー並びに藤沢市情報シ

システム管理運営規程に則り、安全対策に努めさせることとする。

(7) 実施時期

2021年（令和3年）5月1日以降

(8) 添付資料

個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、「1 審議会の結論」(1)から(3)までのとおりの判断をするものである。

(1) 個人情報を目的外に利用させる必要性について

実施機関では、個人情報を目的外に利用させる必要性について、次のように述べている。

本調査において必要となる個人情報は、市内全域の土地課税台帳等（約25万件）及び家屋課税台帳等（約16万件）を対象とすることから、本人から個別に収集した場合、莫大な時間、労力及び費用を要する。迅速に本調査を進めるためには、ほかに方法がないことから、個人情報を目的外に利用させる必要がある。

以上のことから判断すると、個人情報を目的外に利用させる必要性があると認められる。

(2) 個人情報を目的外に利用させることに伴う本人通知を省略する合理的理由について

実施機関では、個人情報を目的外に利用させることに伴う本人通知の省略について、次のように述べている。

目的外に利用させることに伴う本人通知については、通知に係る件数が市内全域における土地課税台帳等約25万件及び家屋課税台帳等約16万件を対象とするものとなるため、通知すべき相手が多数の場合であり、通知する費用や事務量が過分に必要となり、実施機関の事務処理の効率性が著しく損なわれることから省略するものである。なお、市民へは、都市計画課が広報ふじさわを通じて周知を図る。

以上のことから判断すると、個人情報を目的外に利用させることに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

(3) コンピュータ処理について

ア コンピュータ処理を行う必要性について

実施機関では、コンピュータ処理を行う必要性について、次のように述べている。

本調査のために利用させる個人情報は、土地課税台帳等約25万件及び家屋課税台帳等約16万件から抽出する。件数及び情報量が非常に多いため、コンピュータ処理が必要となる。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理を行う必要性が

あると認められる。

イ 安全対策について

実施機関では、次のような安全対策を講じている。

コンピュータ処理を行う個人情報については、安全対策が施されている I T 推進課のコンピュータ室で管理されているデータを I T 推進課にて抽出及びデータの暗号化を行った上で電子媒体に記録し、資産税課に引き渡した後に都市計画課に引き渡すものであり、安全対策が十分に図られている。家屋棟番号図については、資産税課で電子媒体に記録し、都市計画課に貸与する。

電子媒体に記録したものの引渡しについては、受け渡し簿を作成し、双方で確認し、紛失することのないよう専用ケース等に収納し、複数人で運搬する。

また、コンピュータ処理後に引き渡す電子媒体については、次のとおり個人情報の保護に努めさせることとする。

- (ア) 記録媒体に記録したものの保存については、鍵のかかるキャビネットで保管すること。
- (イ) 本調査に当たる担当者は必要最小限とすること。
- (ウ) 本調査以外の目的で当該個人情報を使用しないこと。
- (エ) 管理責任者を定め、紛失等の事故が生じないよう管理すること。
- (オ) 本調査終了後、当該個人情報を速やかに廃棄すること。

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が講じられていると認められる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは、適当であると認められる。

以 上